

様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和6年3月29日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☒申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒739-2208）

広島県東広島市河内町入野11631番13号

広島県果実農業協同組合連合会内

（ヒロシマケンヒガシヒロシマシコウチチョウニュウノ11631バン
13ゴウ ヒロシマケンカジツノウギョウキョウドウクミアイレング
ウカイナイ）

（令和7年2月3日付で、広島県果実農業協同組合連合会は JA 広島
果実連株式会社（ジェイエーヒロシマカジツレンカブシキガイシャ）
に変更）

名称（フリガナ）：瀬戸内レモン協議会

（セトウチレモンキョウギカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 牧本 祐一

（令和7年2月3日付で、会長が原 泰永に変更）

ウェブサイトのアドレス：-

（3）申請者の法形式：法人でない団体

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：瀬戸内レモン（セトウチレモン）、Setouchi Remon、Setouchi Lemon

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：広島県、愛媛県、香川県、岡山県、山口県、兵庫県及び徳島県

5 農林水産物等の特性

「瀬戸内レモン」は、瀬戸内地方で栽培されるレモンで、爽やかな酸味の中に感じるほのかな甘みや果皮から広がるフレッシュな香りを持つことや、収穫後に防カビ剤やワックスなどの食品添加物を使用していないことなどが評価され、多くの実需者から人気を得ている。

瀬戸内地方はレモンの大産地として知名度も高く、市場では輸入レモンより高値で取引され、青果だけでなく様々な加工食品の原料としても引き合いが強い。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種

カンキツ属レモン種及びその交雑種とする。

なお、交雑種については総会での承認を必要とする。

（2）栽培方法

自然条件等を踏まえ、各産地で作成した栽培歴に沿って栽培し、以下について徹底する。

ア 耕種的防除の励行

日頃から、かいよう病斑、黒点病斑のある枝、葉の除去を行う。

イ 収穫後

食品添加物（防カビ剤及びワックス）を使用しない。

（3）出荷規格

ア 青果出荷サイズ

①横径基準で選別する場合：45 mm以上

②重量基準で選別する場合：55g 以上

イ 外観基準

外観不良部分の割合が、果皮表面積の概ね 50%以内とする。

ウ 加工原料出荷

腐敗果以外の果実

（4）最終製品としての形態

「瀬戸内レモン」の最終製品としての形態は、青果（レモン）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

レモンは柑橘類の中でも耐寒性が極めて弱く、栽培条件の第一は気温であり、年平均気温が15.5℃以上で、最低気温は－3℃を下回らないことが最も重要である。加えて、レモンの木にはとげがあり強風や雨により葉や果実が傷ついたところに、雨滴により病原菌が媒介されることで「かいよう病」の被害が拡大する特徴がある。

生産地は、温暖少雨な瀬戸内式気候であり、海に向かう斜面の段々畑は日射量が多く、植栽されたレモンは太陽光を効率良く受けることができることや、風雨をしのぐための防風林が整備されていることなどから、国内におけるレモンの栽培適地となっている。

「瀬戸内レモン」は、生産地と消費地との距離が近く、収穫後、鮮度保持のために防カビ剤やワックスといった食品添加物を用いる必要がないため、果皮部も食用として利用する実需者に高い評価を得ており、4大市場（京浜、京浜衛星、名古屋、京阪神）における販売平均単価は、平成21（2009）年以降の15年間、輸入レモンより高値で取引されている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

瀬戸内地方でのレモン栽培は、明治31(1898)年に、広島県豊田郡大長村（おおちょうそん）（現広島県呉市豊町大長（ゆたかまちおおちょう））で植栽されたのが始まりと言われている。大正8（1919）年には、当時の農商務省（現農林水産省及び経済産業省）がレモンの栽培試験を企画し、広島県立農事試験場柑橘苗圃（所在地は大長村）（現広島県農業技術センター果樹研究部の前身）で委託試験が開始された。

明治時代に広島県から始まったレモンの植栽は、徐々に愛媛県、香川県、岡山県、山口県、兵庫県及び徳島県の瀬戸内地方に広まっていった。

昭和39(1964)年のレモン輸入自由化や、昭和56(1981)年の大寒波、平成3（1991）年の台風19号被害後のかいよう病多発などで減産した時期はあったものの、近年は国産レモンの単価上昇に伴い徐々に栽培面積が増加し、令和4（2022）年の「瀬戸内レモン」の出荷量は、4,974 tで、国産レモンの全国シェアの70%を占めている。

栽培面積や出荷量が拡大する中で、生産地の各県では様々な取組が行われており、広島県では、令和3（2021）年に観光振興や加工品製造販売など地域を挙げた取組が評価され「瀬戸内 広島レモン」が「日本観光特産大賞2021」グランプリに選ばれ、また、令和5（2023）年に化学合成農薬・化学肥料の使用低減による特別栽培により「せとだエコレモングループ」（JA ひろしませとだ選果場管内）が農林水産祭の天皇杯を受賞している。

また、愛媛県では、昭和60（1985）年に第3セクターの株式会社いわぎ物産センターを設立した後「青いレモンの島」の商標登録を行い、加工場の建設や農業体験学習などレモンに関連した事業を展開している。香川県では、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が育種した新品種「璃の香」を令和3（2021）年に導入、夏場のグリーンレモンとして栽培を拡大し、令和6（2024）年度からは、生産者が品質などにこだわって大切に育てたレモンを「さぬき讃レモン」としてブランド化し、県を挙げてPRに取り組んでいる。

さらに、岡山県では、昭和57（1982）年の低温によりレモン栽培が一旦途絶えたが、平成17（2005）年から全農岡山県本部がレモン栽培を推進し、令和6（2024）年度のJA系統出荷量は60tを超えている。山口県では、平成24（2012）年に大島郡周防大島町屋代島（すおうおおしまちょうやしるじま）の島内にあった選果場を1か所に統合したことを機に「周防大島レモン」として販売しているほか、下松市笠戸島（くだまつしかさどしま）では、青果のほか、レモン果汁を使ったサイダーやケーキなどの加工品も生産販売されている。

「瀬戸内レモン」の名称は、平成9（1997）年に、広島県の酒造会社が商品名に使用したのが始まりと言われているが、現在、多くの加工食品、外食メニュー等で「瀬戸内レモン」を冠した商品が展開されており、広島県を中心とした観光PRやJAグループの販売促進、レモン大使を起用したメディア戦略など、様々な活動を行った結果、全国的な知名度を有するに至っている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

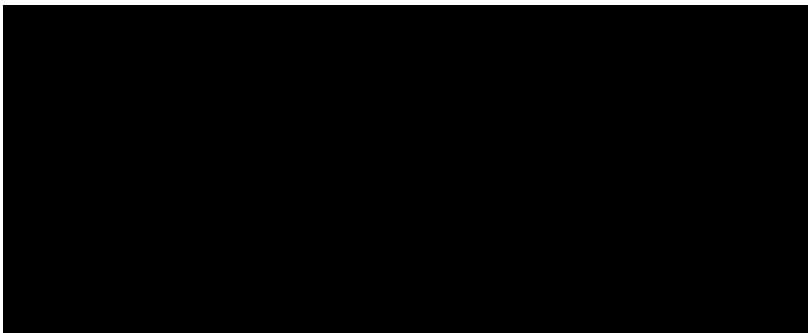
☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「☐」欄に、チェックを付すこと。

☒ 1 明細書

☒ 2 生産行程管理業務規程

瀬戸内レモン協議会 生産行程管理マニュアル

☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

☐ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書

☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

☒ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款

書類名：瀬戸内レモン協議会 規約

☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書

☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類

書類名：入退会および年会費の納入方法について

「瀬戸内レモン協議会」入会申込書

事業計画

瀬戸内レモン協議会 通帳コピー

- ☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類

書類名：瀬戸内レモン協議会 生産行程管理マニュアル

瀬戸内レモン協議会 組織図

- ☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等

書類名：

資料1 実需者からの評価

資料2 4大市場におけるレモン販売実績

資料3 瀬戸内レモン協議会生産行程管理マニュアル、出荷規格

資料4 『特産シリーズ レモン』（1989年）

資料5 『農業技術大系』（2024年）

資料6 『カンキツ栽培法』（昭和49年）

資料7 瀬戸内7県の気象データ

資料8 『傾斜地果樹園芸』（昭和37年）

資料9 『柑橘栽培地域の研究』（1967年）

資料10 広島県・愛媛県の取組（『瀬戸内レモン』（平成30年））

資料11 広島県の取組

資料12 香川県の取組

資料13 岡山県の取組

資料14 山口県の取組

- ☒ 10 申請農林水産物等の写真

- ☐ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類

- ☐ 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文